

令和 7 年度

事業計画書

姫路市書写・林田地域包括支援センター

令和 7 年度

書写・林田地域包括支援センター事業計画

1. 目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員、認知症担当職員をはじめとするセンターの職員全員が地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化しながら連携、協力して業務を遂行する。互いに専門知識や技能を活かしながら関係機関や地域住民とともに地域のネットワークを構築し、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう包括的支援事業等を行い、地域において一体的に実施する中核的機関としての役割を担う。

2. 設置主体及び名称

設置主体 : 姫路市
事業の名称 : 地域包括支援センター受託事業
事業所の名称 : 書写・林田地域包括支援センター
事業所番号 : 2804000129

3. 事業所の所在地及び電話番号

姫路市打越1075番地1
079-266-5885

4. 事業開始日

平成19年4月1日

5. 利用対象者

担当地域における高齢者、又はその家族等

6. 事業内容

① 共通的支援基盤の構築

地域に、総合的、重層的なサービスネットワークを構築する。

② 総合相談支援、権利擁護

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問により実態の把握を行い、必要なサービス（資源）につなげていく。

虐待の防止など高齢者の権利擁護全般において、尊厳ある暮らしができるよう努める。

③ 包括的、継続的ケアマネジメント

高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるように、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。

④ 介護予防・生活支援サービスケアマネジメント

高齢者の健康づくりや介護予防の支援をする。

⑤ ワンストップサービス

高齢者に対するワンストップサービスの拠点として、各職種の専門性を活かし、介護に関する相談等に対しアドバイスをを行い継続的に支援し、必要な場合は適切な機関に繋げる。

⑥ 24時間相談受付体制

休日、夜間における緊急の相談等にも対応する必要があることから、休日、夜間担当者（携帯電話対応）を定め、事業所内における連携体制を図る。

7. 職員の配置

地域包括支援センター事業を行うため、次の職員を配置する。

職種	人数
統括責任者	1 人
管理者	1 人（兼務）
主任介護支援専門員	2 人
社会福祉士等	1 人
保健師等	1 人
認知症担当	1 人
指定介護予防従事者	4 人
事務員	1 人

8. 営業日及び営業時間

平日 8：35～17：20 （但し12/29～1/3は除く）

9. 担当区域

曾左・峰相・伊勢・林田小学校区

10. 重点課題

① 地域包括ケアシステムの構築

介護が必要になったときにも、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられるよう支援体制をつくる。

② 認知症に対する早期発見・早期対応対策の構築

認知症の人やその家族の居場所づくりや安心して暮らせる地域づくりを支援する。

③ 介護予防の普及啓発

地域住民が主体的に健康づくりや介護予防活動に取り組めるよう支援する。

④ 権利擁護対策の構築

判断能力が十分でない認知症等高齢者や被虐待者等への権利擁護体制を充実する。

11. その他

① 地域住民の方々が継続的に住み慣れた環境で生活できるように、地域包括ケアシステムの構築はもとより、地域資源の開発、提言を行うよう努める。

② 地域の社会資源の構築、連携を目指して、地域支えあい会議を開催する。

③ 地域住民に対し、介護予防の啓発を目指して、地域住民主催「いきいき百歳体操」「認知症サロン」や公民館主催「健康教室」の支援を行う。

④ 介護支援ボランティアの在宅高齢者に対するコーディネートを行い、地域力の向上を目指す。

⑤ 職員の資質向上においては、対人援助、ケアマネジメントなど専門性を高める研修会や各連絡会に積極的に参加し、職員の資質向上に努める。

⑥ 苦情解決体制においては、苦情窓口及び責任者を設置し利用者の思いを汲み取ると共に苦情解決に努める。